



平成 20 年 4 月 15 日

各 位

会社名 インフォテリア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平野 洋 一 郎  
(コード番号：3853 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理部長 齊 藤 裕 久  
(TEL 03-5718-1250)

### 内部統制システムの基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成20年4月15日開催の取締役会において、「内部統制システム基本方針」の一部改訂をすることを決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。

#### 記

当社は、「幸福の連鎖」、「本質志向」、「公明正大」を信条としております。「公明正大」の内容として、「社会の一員であることを常に自覚し、自社の理論よりも社会規範を重んじ、不正と思われることは断じて許さない」としており、社会規範に重きを置くとの立場から、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり改定する。

#### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる規程を整備し取締役・社員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、経営企画室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心にコンプライアンスの教育等を行う。内部監査担当は、コンプライアンスの状況を監査する。

これらの活動は定期的にとり、取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として通報先を社内、社外とするコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

また、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

#### 2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する事項

取締役は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係わる情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役会議長は、その情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となり、管理部長はその補佐をする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係わるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画室が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び効率的な目標達成の方法を定め、ITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進する。内部監査担当は業務の効率性及び有効性について監査を行う。

### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程等を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。内部監査担当は財務報告に係る内部統制について監査を行う。

### 6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループの事業区分別の事業に関して責任を負う担当役員として取締役もしくは執行役員を任命し、その事業に関する法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、経営企画室はこれらを横断的に推進し、管理する。

### 7. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置することになっており、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役その他の指揮命令を受けないものになっています。

### 8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役の職務の効率的な遂行のため、取締役及び従業員は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告する。

監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告する。

監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて必要

な都度遅滞なく行う。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつ。  
取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の整備をする。

以上